

国土交通省においては、平成21年度より「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」を創設し、各地方公共団体で実施される都市公園の安全・安心対策を支援していく予定です。遊具の安全対策についても、本事業の活用により、その一層の推進を図って参ります。

◆ 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業

1. 目的

生活者の視点に立った安心で質の高い暮らしを実現するため、大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保等、都市公園における総合的な安全・安心対策事業を緊急かつ計画的に実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進する。

2. 概要

「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画」において、市街地の防災性や公園施設の安全性の確保に係る改善目標を定めた地方公共団体に対して、複数の都市公園における安全・安心対策のための施設整備を一括採択することにより緊急かつ重点的に支援する。（平成21年度から5箇年間に限定）

(1) 事業主体

都道府県、市町村

(2) 対象事業

- i. 地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における災害応急対策施設の整備
- ii. 地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修
- iii. 都市公園における公園施設のバリアフリー化
- iv. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく国土交通省所管補助金等交付規則において定められた処分制限期間を超えるもの、又は危険度判定調査等で改善が必要と判断されたもので、地方公共団体が策定する「公園施設長寿命化計画」に基づき適切に維持管理されている施設の改築

※ 今後、全ての都市公園事業における公園施設の改築・更新に対する国の補助については、地方公共団体が策定する「公園施設長寿命化計画」に基づき適切に維持管理されている施設に限ることとし、これ以外の施設の改築・更新への補助は、平成25年度（一定以上の箇所数又は面積の公園を有する地方公共団体は27年度）までの措置とする。

(3) 事業効果

子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備が推進されることにより、安心で質の高い暮らしの実現が図られる。